

当座勘定規定（専用約束手形口用）新旧対照表

[赤字部を改定]

新（2026 年 10 月 1 日より改定）	旧
第 1 条（当座勘定への受入れ） ①当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 ②手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 ③証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 ④証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 ～省略～ 第 7 条（手形・小切手の支払） ①この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。ただし、2026年9月30日を越えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 ②前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 ③当座勘定の払戻しの場合には、当行所定の請求手続をしてください。 第 8 条（手形用紙） ①当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用し、2026年9月30日までに振り出してください。 ②当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 ③払戻請求書の交付請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。 ④専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。 ⑤当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 ⑥前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形	第 1 条（当座勘定への受入れ） ①当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 ②（同左） ③（同左） ④（同左） ～省略～ 第 7 条（当座勘定の払出し） ①この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 ②（同左） ③（同左） 第 8 条（手形用紙） ①当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 ②（同左） ③（同左） ④（同左） ⑤（同左） ⑥（同左）

の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

～省略～

第 1 6 条（振出日、受取人記載もれの手形）

①手形を振出す場合には、手形要件を記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができます。なお、2026年9月30日を越えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当行の判断により支払を拒絶することができます。

②前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

～省略～

【2023年12月1日より当座預金の新規取扱廃止】

【約束手形用法（専用約束手形口用）】

2026年10月1日 現在

～省略～

3. 提出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。

～省略～

第 1 6 条（振出日、受取人記載もれの手形）

①手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができます。

②（同左）

～省略～

【2023年12月1日より当座預金の新規取扱廃止】

【約束手形用法（専用約束手形口用）】

2025年9月25日 現在

～省略～

3. 提出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

～省略～